

乙第21号証

原子力発電所に関する四大臣会合（第7回）の概要

平成24年5月30日（水）

20:05~20:25

於 官邸4階大会議室

<出席者>

野田内閣総理大臣、藤村内閣官房長官、枝野経済産業大臣、細野内閣府特命担当大臣
(オブザーバー)
齋藤内閣官房副長官、山谷民主党政調会長代行

<会議の内容>

- 4月13日（金）に開催された第6回四大臣会合において、関西電力大飯発電所3・4号機にかかる再起動の安全性と必要性を判断し、これを踏まえ立地自治体等の理解を得られるよう説明等を行うこととなつたため、その後の政府の立地自治体等への説明の状況について、報告・議論が行われた。
- 冒頭、野田内閣総理大臣から、以下の発言があった。
 - ・前回の四大臣会合で大飯発電所3・4号機の再起動についての安全性と必要性を確認し、この政府の判断について立地自治体をはじめとしてご理解を求めていくという判断をした。
 - ・立地自治体である福井県、おおい町のみならず、関西広域連合、京都府、滋賀県等からも様々な提言をいただきており、これまで関係閣僚には、安全性を中心に政府の判断への理解を得るべく説明等をしてもらった。
 - ・本日は、こうした各閣僚の取組状況について報告されたい。
- 枝野経済産業大臣から、立地自治体等への説明状況等について、以下の報告があった。
 - ・第6回四大臣会合の翌日（4月14日）に福井県を訪問し、西川知事、時岡おおい町長と会談し、4月13日の四大臣会合でまとめた政府の考え方について説明した。
 - ・これに対し、周辺自治体をはじめとして様々な提言があつたため、4月23日には、牧野経済産業副大臣が滋賀県と京都府を訪問した。また、今月2度にわたって、齋藤内閣官房副長官と細野特命担当大臣が関西広域連合に対して説明を行つた。

- ・こうした中で、安全性について、政府としては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、約1年間、専門家の意見を伺いながら新たな知見や対策を積み重ね、それを分かりやすく整理し、なおかつそれを満たしているということで判断したが、関西圏からこの判断基準自体は専門家の関与が見えず、十分な安全基準とは言えないのではないか、とのご指摘があつたところ、本日、細野大臣と齋藤副長官から政府の判断について丁寧に説明していただいた。
- ・また、関西圏からは、電力需給の厳しい1～3ヶ月の臨時的な稼働を検討すべきという提案もいただいている。再起動ありきではなく必要性は十分考慮しなければならないものの、安全性を大前提に、今回の事故を踏まえた対策を講じた結果として、今回の事故のような炉心損傷を起こさないレベルまで安全性は高まっていると判断しており、判断が不完全なまま需給のためだけに臨時に再起動を認めるという判断は行うべきではないと考えている。
- ・一方で、関西圏を中心に、一刻も早い再起動を求める声も大きくなっていることは事実。国民生活や日本経済に与える影響、また、人工呼吸器に頼る患者さんをはじめ、人命にも影響を与える可能性等、様々な声が出てきている。
- ・こうしたことを踏まえ、立地自治体である福井県とおおい町が安全性等含めた立地自治体としての検討を進めていただいているところであります、そのご理解が得られれば、政府として責任ある判断をすべきであると考える。

○細野特命担当大臣から、関西広域連合への説明状況等について、以下の報告があった。

- ・5月19日、本日と2回、齋藤官房副長官と共に、関西広域連合の会合に對して説明に伺った。各回とも、全体の需給の状態や政府全体の考え方、総理の意向については、齋藤官房副長官から伝えた。自分からは、特に安全性に関する判断基準、考え方について、できる限り様々な質問に回答する形で説明してきた。
- ・判断基準1、2、3については、原子力安全委員会も含めた専門家の意見を踏まえて、今までの検証を積み重ねて整理し提言したもの、また、様々な意見のあった暫定的な稼働という考え方については、新しい規制庁の下で本格的な基準を作っていくことはもちろんだが、今の判断基準は現行制度上の適切な手続きに則ったものであり、特定の時限性を持つという意味での暫定的なものとは考えていないとご説明した。
- ・他方、新たな規制機関設立後は、この暫定的な基準に基づく判断について

は、基準そのものの改訂や、バックフィットの結果その基準に適用できないと判断された場合に、大飯発電所3・4号機に関わらず停止を含めた判断も有り得るものであり、安全性について常に上を目指すということを強くご説明してきた。

- ・ そういう中で、特に、京都府、滋賀県からは、特別な監視体制にどのように関与できるのか、新規制庁設立後にどのような形でコミュニケーションを取るのか、ということについて強い関心が示された。これについては、福井県、おおい町を最も大切な立地自治体として考えながらも、周辺自治体とのコミュニケーションについて今後検討していく必要があると感じた。
- ・ 全体としては、様々な意見をいただいたものの、一定のご理解が得られつつあるのではないかと考えている。

○斎藤内閣官房副長官から、関西広域連合への説明状況等について、以下の報告があった。

- ・ 前回と違うのは、昨日、規制庁法案の法案審議に入ったことにより、政府がそして与野党が必ず成案を出すと伝えてきたことが、しっかりと受け止められたのではないかと考える。
- ・ 細野大臣からも話があったとおり、政府の取組みについて、相当程度、ご理解いただけたのではないかと考えている。

○これらの報告を受けて、枝野経済産業大臣から、関西広域連合をはじめとする周辺自治体のご理解は得つつあることを踏まえ、立地自治体である福井県とおおい町のご理解を得た上で、政府として責任を持って判断する、今後、福井県とおおい町のご理解を得るべく最後の努力をする、ということでおいか、との発言があり、了承された。

○最後に、野田総理大臣から、本日の会合の議論を踏まえ、以下の締めくくりの発言があった。

- ・ 細野特命担当大臣、斎藤内閣官房副長官からの報告も受け、大飯発電所3・4号機の再起動について、関西広域連合からは原子力規制庁等の規制機関が発足していない中で、政府の安全判断は暫定的であることを踏まえた適切な判断を求めるとの声明をいただき、関係自治体の一定のご理解が得られつつあると認識している。
- ・ 政府としては、今回の事故を踏まえた専門家の意見に基づき、安全性を慎重に確認をしてきた。あのような事故を防止できる対策と体制は整ってきている。再起動ありきではなく、あくまで、安全性ありき。この原則が大

前提であることは言うまでもない。一刻も早く、昨日から審議が始まった新規制庁を実現させ、安全規制に対する国民の信頼回復に万全を尽くしてまいりたい。それまでの間も、福井県の要請をしっかりと受け止め、大飯発電所3・4号機の特別な監視体制を構築していく。

- ・東京電力福島原発事故という現実を踏まえ、今後の原子力行政に関して国論が二分する中で、将来のエネルギー政策については、従来の方針に基づき、野田政権として責任をもって回答を見いだしていきたいと考えている。
- ・ただし、単に夏の電力確保のためだけではなく、エネルギー安全保障、あるいは電気料金の値上げによる国民の負担増の抑制など、日本の経済社会全体の安定と発展のため、原子力発電は引き続き重要であり、安全が確保された原発は再起動させる必要があると認識している。
- ・とりわけ、これまで40年間にわたって、原子力発電所の安全確保に直接向き合い、電力の安定供給に貢献をしてこられた立地自治体である福井県、おおい町に最大の敬意を表しつつ、ご理解を求めていきたい。立地自治体のご判断が得られれば、それをもって最終的には、この四大臣会合でしっかり議論をし、最終的には総理大臣である自分の責任で判断を行いたいと考えている。

以上